

# 見積依頼書

分任契約担当官  
陸上自衛隊関東補給処用賀支処  
会計課長 今西 耕平

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6PRX1GE00210	6PSF1A20013 0001		E8-11				
品名 または 件名							
レジオネラ属菌検査役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所				引渡場所			
関東処 用賀支				用賀支 総管理課 営繕班			
搬入場所				納期または工期			
用賀支 総管理課 営繕班				令和9年2月19日(金)			

## 2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室 (ホームページ [https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku\\_top.html](https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html))

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年6月12日(金) 10時00分 会計課事務室

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

- 令和8年6月12日(金) 10時00分までに見積書の提出をお願いします。  
提出の方法は下記のメールアドレスへ見積書等のデータを送信すること。  
この際、電話で一報を入れるようお願いいたします。(※FAXも可とする)
  - 参加する者に必要な事項  
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
  - 見積りの方法  
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載してください。
  - 見積書の無効  
ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書  
イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積
  - 本方式は随意契約を前提として見積依頼(オープンカウンター方式)であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
  - 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書(物品売買契約条項又は役務請負契約条項)」、「談合等の不正行為に関する特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したものと見なします。  
この際、下記のメールアドレスへデータを送信し、電話で一報を入れるようお願いいたします。
  - 契約手続きに関する問い合わせ先  
〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1  
陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班  
担当：根本 TEL：03-3429-5241(内線 373)  
FAX：03-3429-5245  
MAIL：youga-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp
- ※仕様については 営繕班 大多和(内線325)までお問い合わせください。



表紙含 : (4枚)  
仕様書番号 : 第E8-11号  
作成年月日 : 令和8年4月27日  
作成部隊名 : 関東補給処用賀支処  
総務部管理課

レジオネラ属菌検査役務  
仕 様 書

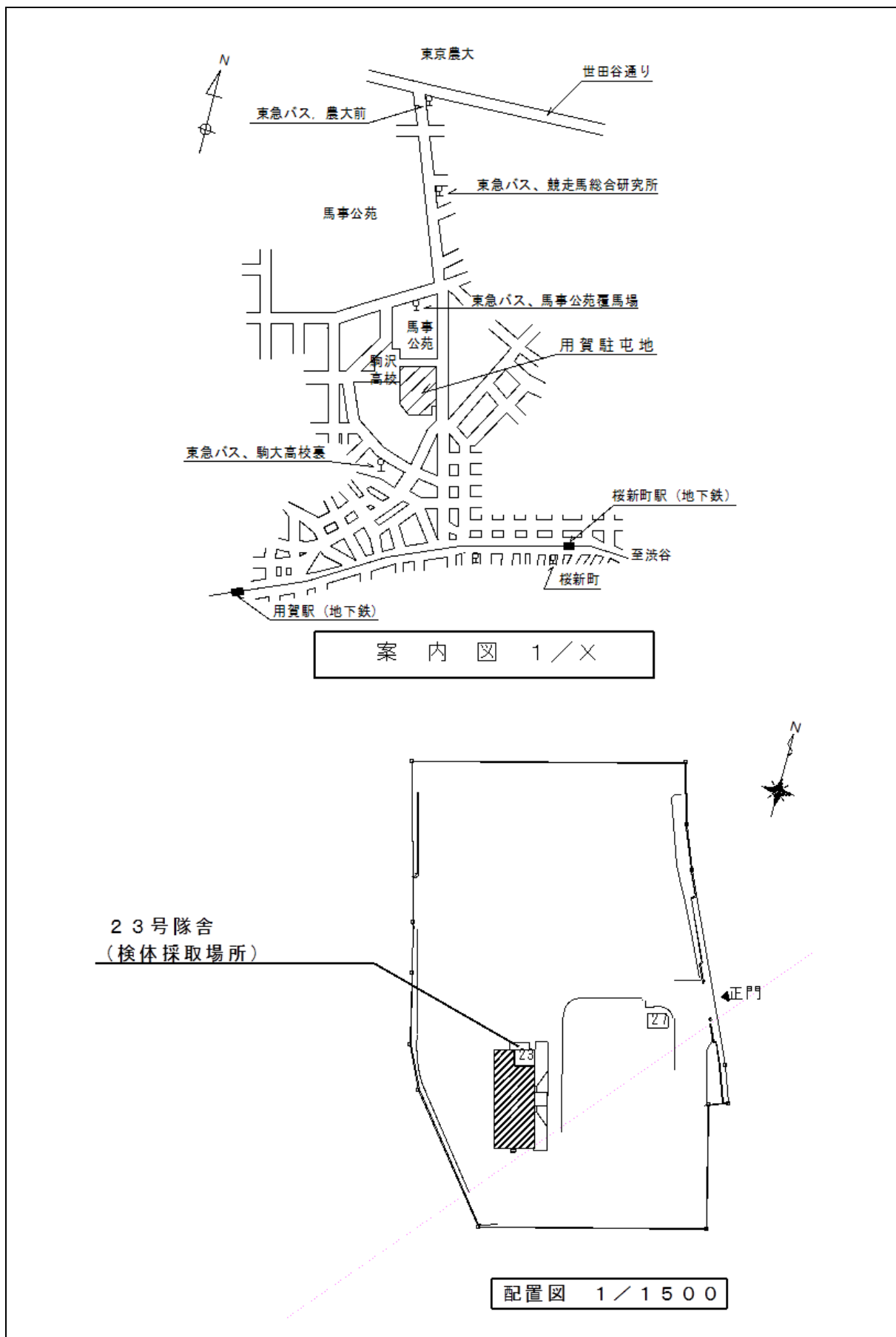
保存期間 : 5年 (14.3.31まで保存)

件名	レジオネラ属菌検査役務	図面番号	1 / 4
図面名称	表紙	縮尺	

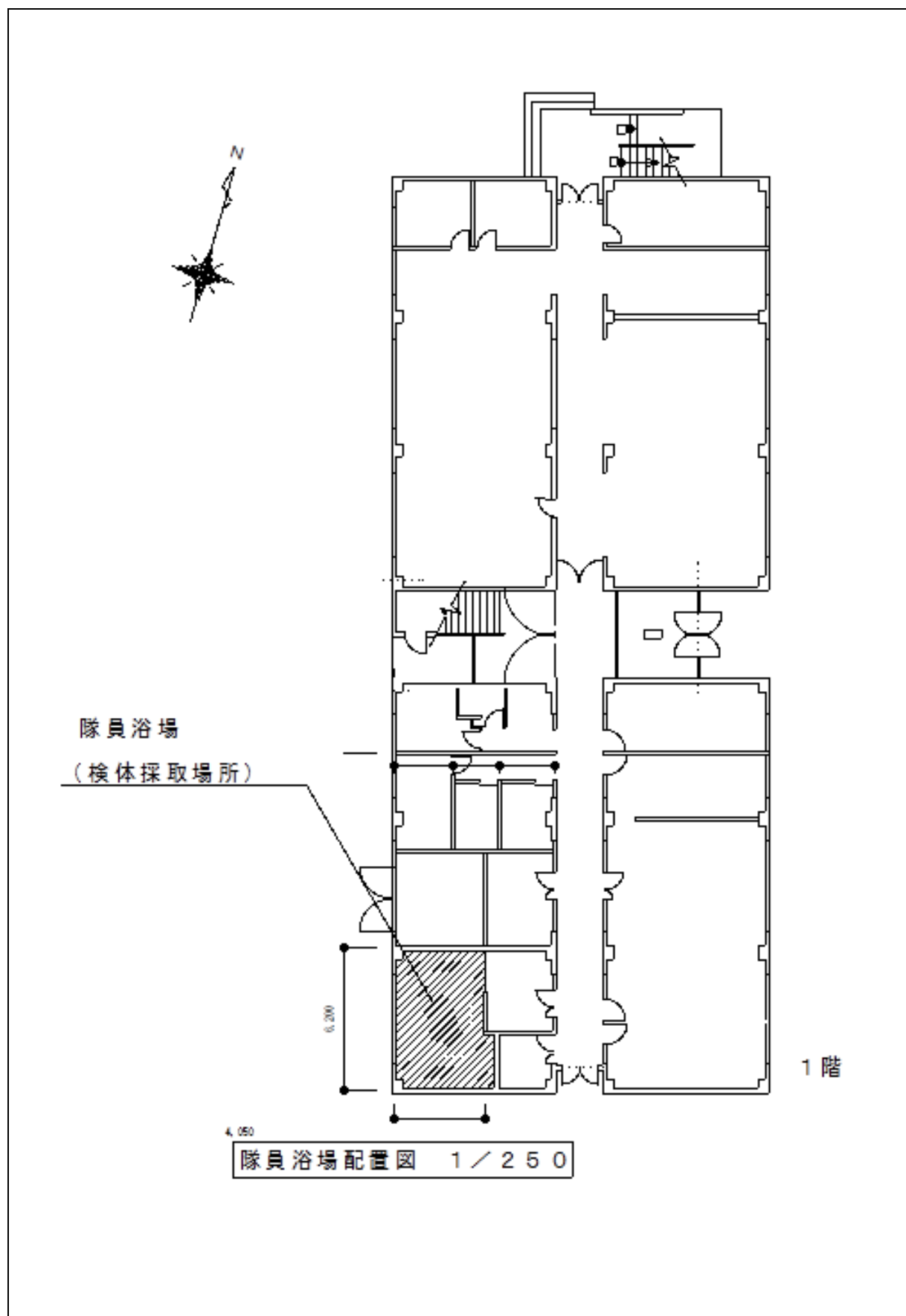
# 仕 様 書

- 1 件 名  
レジオネラ属菌検査役務
- 2 場 所  
東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地
- 3 採水日時  
1回目 令和8年8月3日（月）から令和8年8月14日（金）のうち1日  
2回目 令和9年2月1日（月）から令和9年2月12日（金）のうち1日
- 4 役務概要  
浴槽水及び貯湯槽水（シャワー用）のレジオネラ属菌検査
- 5 役務対象設備  
検体採取場所は次のとおりとする。  
 (1) 23号隊舎（本部隊舎）1階隊員浴場浴槽水 1検体  
 (2) 23号隊舎（本部隊舎）1階隊員浴場浴場用貯湯槽水（シャワー） 1検体  
 計4検体
- 6 提出書類  
 (1) 打合せ簿（発生の都度）  
 (2) その他官側の指定するもの  
 (3) 官側より受けた仕様書等は、すべて受注者側に残してはならない。関連した情報が漏えいした場合は、受注者がすべて責任を負うこと。
- 7 その他  
 (1) 役務における実施時間は、平日の0815から1700までとする。土曜日、日曜日及び祝祭日等をはさむ場合は事前に監督官と十分に調整の上で、実施日を定めるものとする。  
 (2) 検体採取者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。  
 (3) 採取、回収の実施及び容器等消耗品は受注者の負担とする。  
 (4) 本役務は、「検査結果報告書（様式随意）」の受領をもって完了したものとす  
 る。  
 (5) なお、その他不明な点や細部については、官側の指示によるものとする。

件 名	レジオネラ属菌検査役務	図面番号	2 / 4
図面名称	仕 様 書	縮 尺	



件名	レジオネラ属菌検査役務	図面番号	3 / 4
図面名称	案内図・配置図	縮尺	



件名	レジオネラ属菌検査役務	図面番号	4 / 4
図面名称	隊員浴場配置図	縮尺	

